

生産実習・同（S）に関する覚書

（以下「甲」という）と日本大学生産工学部（以下「乙」という）は、甲が乙の派遣する生産実習・同（S）（インターンシップ、以下省略）による下記実習生を受け入れることに関し、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

1. この生産実習・同（S）は、教養科目、基盤科目、生産工学系科目、専門教育科目からなるカリキュラムの全体と連携し、企業や公的機関等における実習経験を通じて幅広い知識・技能と実践技術との関係を学び取り、主体性と創造性に豊かな実践力ある工学技術者の育成を目的とする。

（実習生の指定と期間）

2. 実習生は乙が指名した下記学生とする。また、実習生が甲において実習する期間および日数については、甲、乙、及び実習生の三者で調整し決定する。

（生産実習の内容）

3. 生産実習・同（S）の内容及び配属先（実習場所）は、原則として甲が「（目的）第1条」に基づいて乙及び実習生に提示する。実習場所が甲以外の場所で、宿泊を伴って実施される場合は、その詳細を乙及び実習生に提示する。また実習内容や実習場所が変更された場合は、甲は乙と学生に変更内容を提示し、了解を得るものとする。

（生産実習実施中及び通勤による事故等）

4. 実習生の生産実習実施中及び通勤に際しての事故等については、「学生教育研究災害傷害保険」、「学研災付帯賠償責任保険」、「生産工学部が任意に加入する学生見舞金制度」及び「日本大学学生傷害及び死亡事故等に関する給付金」をもって補償に充てる。

（就業規則等の遵守）

5. 乙は、実習生が、甲の就業規則を遵守するとともに実習事項遂行に当たっては甲の監督、指導、助言等に従うよう指導する。

（機密保持義務）

6. 乙は、実習生が実習期間中に甲で知り得た機密を、甲の承諾のない限り実習終了後も他には漏洩しないよう指導する。

（個人情報保護）

7. 甲及び乙は、実習生が提出する自己紹介書等の個人情報を、生産実習に関する目的以外に使用しないものとする。

（その他）

8. この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合、甲と乙の協議の上定めるものとする。なお、実習生は、本覚書を基とした誓約書を甲に提出するものとする。

上記を証するため、正本2通を作成し、双方が記名押印の上、各1通を保管する。

実習生

学籍番号	学生氏名	学籍番号	学生氏名

年 月 日

甲 _____ 印

乙 日本大学生産工学部 学部長 _____

●●学科 主任 _____ 印

返送先：〒275-8575 千葉県習志野市泉町 1-2-1 日本大学生産工学部 ●●学科 生産実習担当者

(TEL : 047-474-●● FAX : 047-474-●● E-mail : cit.sjsh●●@nihon-u.ac.jp)

（備考）生産実習・同（S）は内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省が連携して推進するインターンシッププログラムに対応した本学部独自の科目です。